

内装制限

令128条の4第1項一号

(1) 項 劇場・集会所等  
耐火； 客席床面積400㎡以上  
準耐火； 客席の床面積100㎡以上  
その他； 客席の床面積100㎡以上

(2) 項 病院、共同住宅等  
耐火； 3階以上の床面積300㎡以上  
準耐火； 2階以上の床面積300㎡以上  
その他； 床面積200㎡以上

(3) 項 百貨店、飲食店等  
耐火； 3階以上の床面積1,000㎡以上  
準耐火； 2階以上の床面積500㎡以上  
その他； 床面積200㎡以上

令129条1項一号

居室の天井・壁 難燃材料等  
3階以上 居室の天井は準不燃等  
通路部分の天井、壁 準不燃材料等  
※除外 壁は床から1.2m以下の腰壁部

地階の特殊建築物

令128条の4第1項三号、  
法別表1(い)欄  
(1)項、(2)項、(4)項  
床面積にかかわらず  
すべて内装制限を受ける

令129条2項  
当該用途に供する部分  
通路部分の天井、壁 準不燃材料等

自動消火設備及び  
排煙設備を設けた場合  
内装の規定を適用しない  
自動式のスプリンクラー設備  
及び  
排煙設備

令129条以外の内装制限規定  
避難階段、特別避難階段 下地、仕上とも 不燃材料  
地下街の地下道 下地、仕上とも 不燃材料  
非常用の昇降機の乗降ロビー 下地、仕上とも 不燃材料

火気使用室

令128条の4第4項  
令129条6項  
内装制限を受ける 住宅以外の火気使用室  
住宅 最上階以外の階の火気使用室  
制限を受けない 主要構造部 耐火構造 火気使用室としての  
天井、壁 準不燃材料等

無窓居室

令128条の3の2  
令129条5項  
床面積50㎡を超え 排煙のための開口部  
床面積の1/50未満  
準不燃材料等 当該用途に供する部分  
通路部分の天井、壁

大規模の建築物

令128条の4第2項及び3項  
内装制限を受ける 階数3以上 延面積500㎡を超える  
階数2以上 延面積1,000㎡を超える  
階数1以上 延面積3,000㎡を超える  
令129条4項一号  
居室部分の天井、壁 難燃材料等  
※除外 壁は床から1.2m以下の腰壁部  
通路部分の天井、壁 準不燃材料等

自動車車庫

令128条の4第1項二号、  
自動車車庫又は自動車修理工場  
床面積にかかわらず  
すべて内装制限を受ける